

自然変災時等の生徒の安全確保について

◎ 「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」発令時の判断について

1. 横浜市内（神奈川県全域又は神奈川県東部、横浜・川崎）に「特別警報」「暴風警報」、「大雪警報」「暴風雪警報」が **午前6時**の段階で発令継続の場合は、生徒の安全確保のため当日は「臨時休校」と致します。その日は1日家庭学習となります。
2. 「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、学校や地域の状況に応じて措置を講じることになります。この場合は、特に学校からの連絡がない限りご家庭の判断で状況に応じて登校させてください。
3. 登校後、「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」（上記1.）が発令された場合、状況を見て授業を打ち切り、下校の処置をとります。ただし「大雨警報」や「洪水警報」については 学校や地域の状況に応じて対応を致します。

気象庁は、平成25年8月30日から「特別警報」の運用を開始しました。

「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されるもので、市域に甚大な被害の発生が見込まれる場合に発令されます。発令時は、「ただちに命を守る行動をとる」ことが重要で、最優先されます。

学校においては、横浜市学校防災計画に準じて、横浜市内（神奈川県全域又は神奈川県東部、横浜・川崎）に気象警報の種類を問わず、「特別警報」が発令された場合は、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合と同様な措置とします。

[資料]＜特別警報とは＞

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害が起こる恐れがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後はこの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波、噴火等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。

特別警報が出た場合、周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守る行動をとってください。

(気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp> より抜粋)

携帯電話やインターネットでも警報の確認が出来ます。

○気象庁の気象警報・注意報:神奈川県ページ

(http://www.jma.go.jp/jp/warn/320_table.html#140011)

「横浜・川崎」の項で、「警報」の欄に「●」が表示されている場合は、該当の警報が横浜・川崎に発表継続中であることを示します。

また、横浜市でも、次のような方法で、市民向けに気象情報等の提供を行っています。確認したいときに、比較的容易に情報を得ることができますので、ご活用ください。



○横浜市水防災情報ホームページ（携帯電話版）

(1) 携帯電話（パソコンでも可）でインターネットに接続し、次の URL を入力またはQRコードを読み取ってください。

(<http://www.bousai-mail.jp/yokohama/>)

(2) 表示された画面で、「気象情報・注意報」を選択すると、横浜・川崎に対し、直近の時刻に発表された情報が表示されます。

(3) さらに、「現在の注意報・警報へ」を選択すると、その時点での、横浜・川崎に対する警報・注意報発表状況が確認できます。



◎地震発生時の対応について

生徒が在校時、横浜市内で大きな地震（震度5強以上）が観測された場合は、次のような対応となります。「直ちに授業を打ち切ります。生徒を学校に留め置きますので、保護者またはご家族の方のお迎えをお願いします。」

◎「東海地震情報」「南海トラフ地震情報」が発令された時の対応について

東海地震注意情報または東海地震予知情報が発表された場合は、臨時休校となります。登下校中の場合、まずは生命の安全を第一に考えて、近くの公園や空き地に避難し、その後自宅か学校の近い方に避難します。南海トラフ地震情報については、原則、通常登校ですが、全市に休校指示が出た場合は臨時休校となります。

各家庭におかれましては、テレビ、ラジオ等により情報を正確に把握され、お子様の安全を第一にお考えください。また、普段から災害時の安全確保の対応等をお子様と話し合ってくださいますようお願いいたします。